

福山市通いの場における出張フレイル予防塾実施要綱

(事業の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第3項に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関し、通いの場における積極的な関与等に係る業務（ポピュレーションアプローチ）として、地域の身近な通いの場に医療専門職が出向き、フレイル状態にある高齢者を把握し、適切な医療や介護サービスにつなげることによって、疾病予防、重症化予防及びフレイル予防を促進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は福山市とし、広島県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、実施するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則福山市在住の75歳以上の高齢者とする。
ただし、75歳未満の者が参加することは差し支えない。

(事業の内容)

第4条 通いの場において、医療専門職による健康教育及び健康相談を次のとおり実施する。

- (1) 疾病予防、重症化予防及びフレイル予防に関する健康教育
- (2) 福山市フレイル質問票を用いた問診により、フレイル状態の高齢者を把握
- (3) 高齢者の状態に応じた健康相談
- (4) 状況に応じ、身長、体重等の測定及び握力等の体力測定による全身状態の把握

(実施場所)

第5条 事業の実施場所は、次の通いの場とする。通いの場とは、週1回以上、住民主体で運営し、介護予防及び健康づくりに資する活動を実施している場とする。

- (1) いきいき百歳体操
- (2) 喫茶店風サロン
- (3) 居場所

(実施回数)

第6条 事業の実施回数は、通いの場1団体につき年1回とする。

(事業の委託)

第7条 市長は、指定介護事業所のうち介護予防に資する介護保険事業を実施している法人又は高齢者を対象に生活習慣病予防及びフレイル予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績等を有する法人等であって、事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有するもの（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

2 受託機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(受託機関の決定)

第8条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、応募のあった事業所の中から円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として決定するものとする。

(受託機関の責務)

第9条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な医療専門職を配置しなければならない。

2 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備するとともに、事故等発生時については、速やかに対応するとともに市へ電話連絡及び事故報告書を提出しなければならない。

(委託料)

第10条 委託料は次のとおり算定する。

- (1) 第4条に規定する事業の開催経費に、実施回数に乗じた額を算定する。
- (2) 担当圏域外で事業を行った時は、市長が必要と認めた場合、前号の額に加算する。
- (3) 走島町において事業を行った場合は、第1号の額に渡航代を加算する。

(利用者負担)

第11条 事業の利用者負担は、無料とする。

(企画・調整等)

第12条 事業の企画及び運営にあたり、市及び受託機関は、地域の実態に応じて医師会、歯科医師会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、老人クラブ連合会、福祉を高める会、自治会連合会等の地域の関係機関・団体と連携するなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

(個人情報の保護)

第13条 受託機関は、この事業へ従事し知り得た個人に関する情報は、他人に漏らしてはならないものとする。また、本事業との関わりを退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、2021年（令和3年）7月16日から施行する。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）3月7日から施行する。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。